

聖籠町告示第30号

聖籠町学校給食費補助金交付要綱を次のように定める。

平成31年3月28日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町学校給食費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、第3子以降の子どもに係る学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第11条第2項の規定に基づき保護者が負担する当該年度の学校給食に要する経費及び聖籠町立こども園（聖籠町幼稚園条例（昭和43年聖籠町条例第6号）に基づくこども園（以下「こども園」という。））における保護者が負担する当該年度の給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）を補助することにより、多子世帯の子育てに係る経済的な負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境の一層の充実を図ることを目的とし、聖籠町補助金等交付規則（平成23年聖籠町規則第33号）に定めるもののほか、予算の範囲内において学校給食費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども こども園に在籍する者及び法第3条第2項に規定する義務教育諸学校に就学している者をいう。
- (2) 保護者 子どもに係る学校給食費の納入義務者をいう。
- (3) 第3子以降の子ども 同一の保護者によって養育されている子どものうち、出生の早い者から順次に数えて3番目以降の子どもをいう。

(補助対象者)

第3条 この告示による補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たしている保護者とする。

- (1) 第3子以降の子ども（町内に住所を有する者に限る。以下「対象子ども」という。）を養育している者であること。
- (2) 町内に住所を有する者であること。

- (3) 養育する子どもに係る学校給食費に未納がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者とし
ない。
- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育
扶助又は聖籠町就学援助要綱（平成16年6月25日教委告示第5
号）の規定による学校給食費に係る援助費の支給を受けている場合
- (2) その他国等から就学奨励費等により学校給食費相当額の給付を受け
ている場合
- 3 前2項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認める者を補助対象者とす
ることができる。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、保護者が支払うべき対象子どもに係る当該年度の学校
給食費の全額とする。ただし、国等から学校給食費の一部について給付を受
けた場合は、補助金の額から当該給付額を除いた額とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする保護者は、聖籠町学校給食費補助金交
付申請書（別記第1号様式。以下「交付申請書」という。）を別に町長が定め
る日（年度途中で第3条第1項第1号及び第2号に規定する要件に該当しな
くなくなった場合にあつては、その日）までに町長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査の上、
交付の可否を決定し、聖籠町学校給食費補助金交付決定通知書（別記第2号
様式）又は聖籠町学校給食費補助金不交付通知書（別記第3号様式）により
当該申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」とい
う。）に対し、当該年度分の補助金を当該年度の学校給食終了後（年度途中で
第3条第1項第1号及び第2号に規定する要件に該当しなくなった場合にあ
つては、該当しなくなった日の前日までの分について、当該日以後）に交付
するものとする。

（変更申請）

第7条 第5条の規定により支援金の交付申請を行った保護者は、申請した内容に変更があったときは、聖籠町学校給食費補助金変更交付申請書（別記第4号様式）により町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、聖籠町学校給食費補助金変更交付決定通知書（別記第5号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 第3条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

（2） 第3条第2項各号に掲げる給付を受けたとき。

（3） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、聖籠町学校給食費補助金交付取消通知書（別記第6号様式）により、交付決定者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。